（様式２）

令和　　年　　月　　日

野洲市長　櫻本　直樹　　様

〔本事業へのプロポーザル参加を希望する法人(または代表事業者)〕

　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

「野洲川MIZBEステーション設計施工業務」

守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、今般、野洲市（以下「本市」という。）が令和８年２月３日付で公告した野洲川MIZBEステーション設計施工業務に係る受注者選定（以下「本プロポーザル」という。）における応募を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、本プロポーザルの選定の過程で本市から貸与若しくは配布された資料等、あるいは交渉等の協議により知り得た情報は、当社、設計、工事監理及び工事に必要な最低限の協力会社の関係者（以下「関係者」という。）において秘密情報として保持するとともに、一切他の用途には使用せず、関係者以外に漏らさないことを誓約いたします。

記

第１条（利用の目的）

　１　当社は、本目的のためにのみ、情報提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

　２　当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を本市に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、情報の全部または一部を提供することができるものとします。

第２条（秘密の保持）

当社は、本市から交付を受けた情報を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し提供しません。

第３条（善管義務）

当社は、本市から交付を受けた情報を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

本市から交付を受けた情報のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により本市に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により本市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果、プロポーザル提出書類の提出に至らなかった場合及びプロポーザル参加の結果、最優秀交渉権者として決定されなかった場合であっても、無期限で存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより本市に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本プロポーザルのプロポーザル実施要領等の定めるところによることとします。